

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性の検討について

1. 条例制定の目的をどう考えるか

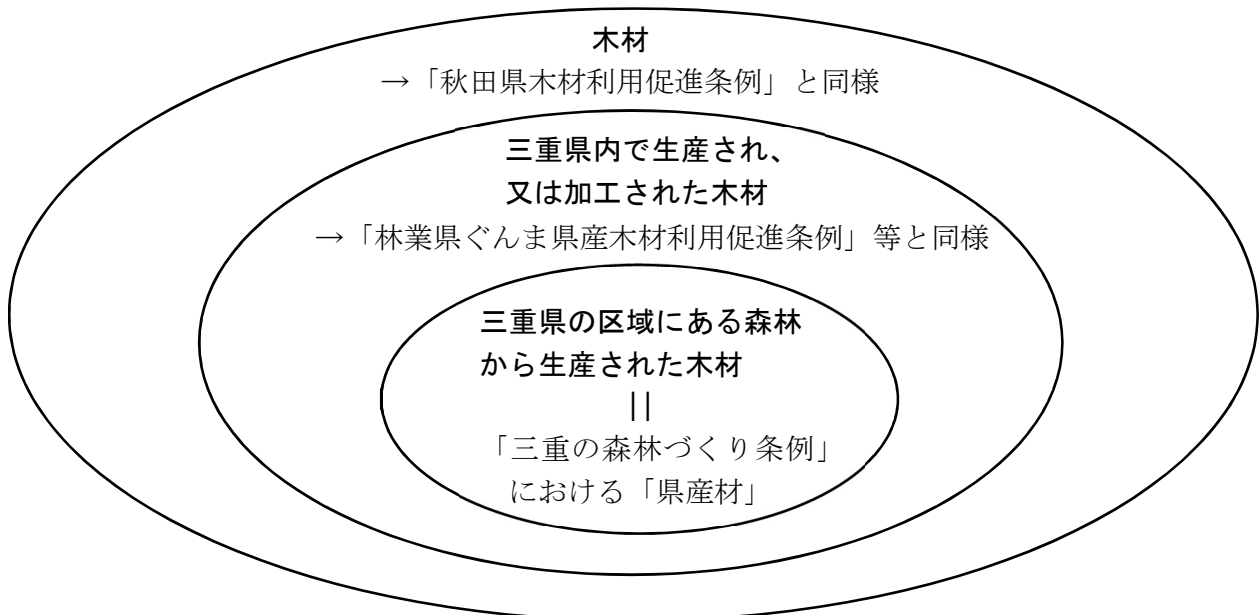
そもそも、どのような目的で条例を制定するのかを考える必要がある。その際は、条例の必要性や合理性を根拠付ける社会的事実（立法事実）を踏まえる必要がある。

（目的として想定される事項の例）

- | | | |
|--|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業・木材産業の振興 ・ 豊かな県民生活の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の有する多面的機能の発揮 ・ 循環型社会の形成 | etc. |
|--|--|------|

2. 条例の対象をどう考えるか

条例において利用促進を図る対象とする「県産材」の範囲を考える必要がある。「県産材」に限らず、対象を「木材」とすることも考え得る（なお、県の条例で「国産材」を対象とする妥当性は乏しいと考えられる。）。



3. どのような種類の条例を目指すか

他県の県産材利用促進に関する条例を参考にすると、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性として、下記の2つの類型が考えられる。

①理念中心型条例

「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」のように、県産材利用促進に向けた基本理念や、県、市町、事業者、県民等の関係者の責務・役割等を中心に規定するもの。

②施策列挙型条例

「山梨県県産木材利用促進条例」のように、基本理念や関係者の責務・役割等に加えて、県産材の利用の促進や、県産材の安定供給の促進などに係る具体的な施策について列挙的に規定するもの。なお、規定する施策の範囲（利用面の施策だけか、供給面の施策も盛り込むかなど）について、検討が必要である。

4. 「三重の森林づくり条例」との関係はどう整理するか

「三重の森林づくり条例」には、木材産業等の事業者の責務（第10条第2項）、林業及び木材産業等の健全な発展（第14条）、県産材の利用の促進（第16条）といった県産材利用促進に関する規定が存在することから、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する必要がある。その方策としては、下記の4つが考えられる。

【新たな条例を制定する方策】

① 「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での新条例制定

「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する規定を、「県産材利用促進については、三重県産材利用促進に関する条例（仮称）の定めるところによる。」というようなものに改正するなど、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上で、新たに「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」を制定する。

メリット（想定）	デメリット（想定）
<ul style="list-style-type: none"> 基本条例的なものとして「三重の森林づくり条例」があり、その下に県産材利用促進について具体的に規定した新条例があるという形で、県の条例体系上の位置付けが明確となる。 2つの条例に明確なリンクがあり、計画を一体的に策定することも可能であるため、県の森林・林業政策の一体性・総合性が損なわれない。 新条例制定により、県産材利用促進の機運を高めるPR効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「三重の森林づくり条例」の県産材利用促進に関する規定の改正などによりリンクを設ける場合、新条例の射程は県産材利用促進に限られる可能性がある。 「三重の森林づくり条例」とのリンクが残るのであれば、わざわざ別建ての条例にする必要があるのか（改正でよいのではないか）という指摘がある可能性がある。

（参考）

◎ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」と「三重県手話言語条例」

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

第28条第4項 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

○ 三重県手話言語条例

第7条第1項 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

→ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に手話に関する施策について手話言語条例とのリンクを置く規定を設けた上で、「手話言語条例」においては、障がい者施策全体の計画（障害者計画）に、手話に関する施策を盛り込むことを規定している。

※ なお、他県の県産材利用促進に関する条例において、同様の例はない。

②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離

「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する規定を削除等する改正を行った上で、新たに「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」を制定し、森林整備等に関する条例と県産材利用促進等に関する条例という対象の異なる2つの条例という形で完全に分離させる。

メリット（想定）	デメリット（想定）
<ul style="list-style-type: none">・対象の異なる2つの条例として分離させることで、両者での重複はなくなる。・新条例制定により、県産材利用促進の機運を高めるPR効果が期待できる。	<ul style="list-style-type: none">・県の森林・林業政策の一体性・総合性が、条例上分断される可能性がある。・富山県の方式に倣うと、計画を2つ策定することとなり、非効率となる可能性がある。

（参考）

◎「富山県森づくり条例」と「富山県県産材利用促進条例」

富山県では、森林の公益的機能を持続的に発揮させるための森林整備・保全等について規定する「富山県森づくり条例」と、県産材の利用の促進について規定する「富山県県産材利用促進条例」が併存しており、それぞれ「森づくりの基本計画」、「県産材の利用の促進に関する基本計画」の規定が設けられている。

ただし、「富山県県産材利用促進条例」においては、林業の生産性の向上等（第10条）といった規定もあり、同条例は狭義の県産材利用促進に関する規定だけで構成されているわけではない。

※ なお、現在、奈良県において、「（仮称）奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「（仮称）奈良県県産材の安定供給及び利用の促進条例」の制定に向けた検討が行われているとのことである。

③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定

「三重の森林づくり条例」とは別の観点（例えば、「ウッドファースト社会の推進」、「SDGsの達成に向けた取組の推進」等）による新たな条例を制定し、その中で県産材利用促進に資する規定を設けることで、「三重の森林づくり条例」の改正は行わずに、新条例と併存させる。

メリット（想定）	デメリット（想定）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材利用促進だけにとらわれず、時代の潮流を踏まえたより幅広い目的での条例制定ができる。 ・ 「三重の森林づくり条例」を改正する必要がなく、既存の森林・林業政策の継続性が保たれる ・ 新条例制定により、県産材利用促進の機運を高めるPR効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新条例に県産材利用促進に資する内容を盛り込むのであれば（特に、「ウッドファースト社会の推進」といった観点の場合）、別の観点によるものとは言っても、「三重の森林づくり条例」との規定内容の重複は避けられない可能性がある。 ・ 県産材利用促進の射程を超えた観点（例えば「SDGsの達成に向けた取組の推進」など）による条例になると、本検討会の設置目的や射程を超える可能性がある。

※ なお、他の方策でも、「ウッドファースト社会の推進」といった観点を目的規定や理念規定に盛り込むことは可能と考えられる。

(参考)

◎ 「三重県地球温暖化対策推進条例」

地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする「三重県地球温暖化対策推進条例」においては、第5章（第13条）として「森林の整備及び保全」を規定しており、「三重の森林づくり条例」と規定内容の重複があるが、条例の目的が異なるので、手段としての規定内容の重複があっても差し支えないものと考えられる。

※ なお、他県の条例でも、地球温暖化対策に関する条例や産業振興に関する条例等において、県産材利用促進を位置付けているものが存在する。

【新たに条例を制定しない方策】

④ 「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化

「三重の森林づくり条例」を改正して、県産材利用促進に関する規定をより充実させることとし、新たな条例は制定しない。

メリット（想定）	デメリット（想定）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重の森林づくり条例」との関係を整理する必要がない。 ・ 1つの条例とすることで、森林整備から木材利用に至る県の森林・林業政策の一体性・総合性が確保できる。 ・ 県産材利用促進だけではなく、「森林づくり」に関するより幅広い改正を行うことも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材利用促進の機運を高めるPR効果が、新条例制定と比べて相当程度弱くなる可能性がある。 ・ 県産材利用促進に関する規定だけが充実すると、条例全体のバランスが損なわれる可能性がある。 ・ 既存の条例の改正（特に県産材利用促進を超える内容の改正）となると、本検討会の設置目的や射程を超える可能性がある。

(参考)

◎「みやぎ森と緑の県民条例」

森林づくり並びに林業及び木材産業の振興についての条例であるが、県産材の利用促進（第12条）、県産材の安定供給の推進（第13条）、加工流通体制の整備（第14条）、森林資源の有効活用の促進（第15条）というように県産材利用促進に関する規定が充実。

※ なお、他県の県産材利用促進に関する条例のほとんどは、森林の整備・保全といった森林づくり的な側面も持ち合わせており、この方策の参考とし得ると考えられる。